

令和 5 年 8 月 23 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

（公印省略）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol. 2）の送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）に関しましては、令和5年7月11日付日医発第707号（介護）文書等にてご連絡申し上げたところです。今般、厚生労働省より、処遇改善加算等に関するQ&A（vol. 2）が発出されましたので、情報提供申し上げます。

介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベア加算」という。）については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「ベースアップ等」という。）に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることが要件とされております。

今回のQ&Aでは、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合の考え方が示されました。回答では、原則として、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額の措置が図られなかった場合、要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要とされております。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情で加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合はこの限りではなく、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である旨が示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、処遇改善加算等に関するQ&Aにつきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム - 介護保険 - 介護報酬改定に関する情報 <令和4年度>（介護職員処遇改善支援補助金含む）（<https://med.or.jp/japanese/members/kaigo/r04kaitei/index.html>）に掲載しておりますことを申し添えます。

【添付資料】

○介護保険最新情報Vol. 1167

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A (vol.2) の送付について (令5.8.18 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課)

以上

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定  
処遇改善加算及び介護職員等ベース  
アップ等支援加算に関するQ&A (vol.2)  
の送付について

Vol.1167

令和5年8月18日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事務連絡  
令和5年8月18日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び  
介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol. 2）の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A（vol. 2）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【介護職員等ベースアップ等支援加算】

問 介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。

(答)

介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベア加算」という。）については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働大臣告示第 95 号）において、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「ベースアップ等」という。）に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。

このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。

なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。